

毎週火・金曜日発行（当日が休日には、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十三号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表保健福祉部の項中「健康増進課」を「健康づくり推進課」に改め、同条第七項の表スポーツ課の項の次に次のように加える。

生活交通課

只見線再開準備室

第七条第七項の表高齢福祉課の項及び森林保全課の項を削る。

「（入札監理課）」

第十条の表財務総室の項中 八 入札制度に関すること。

「八 財務会計制
入札監理課」

九 財務会計制度に関すること。

九 入札及び契

度に関すること。

に改める。

約の制度に関すること。

第十一条の表地域づくり総室の項第七号中「整備」を「振興」に改める。

第十二条の表生活環境総室の項中 「（旅券室）」

を 「（旅券室）」

二十三 海外渡航に関すること。」 二十五 海

外渡航に関すること。」

に改め、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三

号とし、「（国際課）」

を 「（国際課）」

二十 国際化施策の企画及び調整に関すること。」

の企画及び調整に関すること。」に改め、第十九号の次に次のように加える。

（只見線再開準備室）

二十 只見線（会津川口駅から只見駅までの間に限る。）の鉄道復旧に関すること。

二十一 只見線の利活用に関すること。

第十三条の表生活福祉総室の項中第十七号及び第十八号を削り、同項第十六号中「保

健及び」を削り、同号を同項第十七号とし、同項中 「（高齢福祉課）」

十五 高齢社会対策の総合企画及

び調整に関すること。」を 「（高齢福祉課）」

十六 高齢社会対策の総合企画及び調整に関すること。」

に改め、第十四号を第十五号とし、

「（福祉監査課）」

十三 社会福祉法人の認可に関すること。」を

「（福祉監査課）」

に改め、第十二号の次に次の一号を加え

る。

十三 福祉及び介護人材に関すること。

「（介護保険室）」

第十三条の表生活福祉総室の項中 十九 介護保険に関すること。

「（障がい福祉課）」

二十 障がい者施策の総合企画及び調整に関する

を 「十八 介護保険に関すること。」

「（障がい福祉課）」

に改め、第二十

一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第

二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四 難病対策に関すること。

二十五 人にやさしいまちづくりに関すること。

第十三条の表健康衛生総室の項中「健康増進課」を「健康づくり推進課」に改め、第

九号を削り、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号

を削り、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 高齢者の社会的活動の助長に関すること。

第十三条の表健康衛生総室の項第一号の次に次の一号を加える。

二 地域包括ケアシステムに関すること。

第十三条の表健康衛生総室の項中第十号及び第十一号を削り、
〔(県民健康調査課)
十二 原子力災害の
(地域医療課)
十三 医療法(昭和

影響に係る県民の健康調査に關すること。
を
十 原子力災害の影響に係る県
(地域医療課)
十一 医療法(昭和二十三年法

二十三年法律第二百五号)の施行に關すること。〕
に改め、第十四号を第十二号とし、第十五号を
民の健康調査に關すること。
〔(建設産業室)
八 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及び建設機械抵当法

律第二百五号)の施行に關すること。〕
第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同号の次に次の二
号を加える。
十六 感染症の予防に關すること。
十七 予防接種に關すること。

第十三条の表健康衛生総室の項中第四十九号を第五十号とし、第四十二号から第四十
八号までを一号ずつ繰り下げ、
四十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
三十五年法律第百四十五号)の施行に關すること。
〔(業務課)
四十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び

性の確保等に關する法律(昭和 四十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
三十五年法律第百四十五号)の施行に關するこ
と。
〔(業務課)
三十五年法律第百四十五号)の施行に關するこ
と。

安全性の確保等に關する法律(昭和 四十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
三十五年法律第百四十五号)の施行に關するこ
と。
〔(業務課)
三十五年法律第百四十五号)の施行に關するこ
と。

から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、
二十六 畜場及び化製場等に關すること
を
二十七 畜場及び化製場等に關すること。〕
に改め、第二十五号を第二十六
号とし、第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、
十八 医師及び歯科医師

に關すること。〕
を
十九 医師及び歯科医師に關すること。〕
に改める。
〔(医療人材対策室)
二十 医師及び歯科医師に關すること。〕
に改める。
〔(業務課)
三十五年法律第百四十五号)の施行に關するこ
と。

第十五条の表森林林業総室の項中
二十 全国植樹祭推進室)
二十一 民有林の林地開発調整に關すること。
二十二 全国植樹祭の推進に關すること。〕
を
二十七 民有林の林地開発調整に關すること。〕
に改める。

を
二十七 民有林の林地開発調整に關すること。〕
に改める。

第十六条の表土木総室の項中第十四号を第十五号とし、第十号から第十三号までを一
号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。
十 所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法(平成三十年法律第四十九
号)の施行に關すること(同法第四章第二節に係るものを除く。)

第十六条の表企画技術総室の項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号まで
を一号ずつ繰り下げ、
八 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及び建設機械抵当法
九十七号)の施行に關すること。
〔(建設産業室)
九 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及び建設機械抵

(昭和二十九年法律第 九 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及び建設機械抵
九十七号)の施行に關すること。
〔(建設産業室)
九十七号)の施行に關すること。

当法(昭和二十九年法律第 九 建設業法(昭和二十四年法律第百号)及び建設機械抵
九十七号)の施行に關すること。

八 公共工事の品質確保の促進に關する法律(平成十七年法律第十八号)の施行に關
すること。
〔(建設産業室)
九十七号)の施行に關すること。

第二十二條の表部に屬する総室(財務総室、危機管理総室、企画調整総室、生活環境
総室、保健福祉総室、商工労働総室、農林水産総室及び土木総室を除く。)の部中「屬
する総室」を「屬する総室等」に、「及び土木総室」を「土木総室及び企画技術総室」
に、「総室の」を「総室等の」に改め、同表避難地域復興局、文化スポーツ局、こども
未来局、観光交流局、知事公室及び総室に屬する課の部中、「知事公室」を削り、「総
室」を「総室等」に改める。
第二十四條の表総務部主幹の項の前に次のように加える。

総務部知事公室総括主幹 総務部知事公室広報課主幹

第二十四條の表保健福祉部健康衛生総室総括主幹の項中「健康増進課主幹」を「健康
づくり推進課主幹」に改める。

第二十七條の表中
技術支援 センター 所 長 上司の命を受け、センターの事務を
所属職員を指揮監督する。
技術支援 センター 所 長 上司の命を受け、センターの事務を
所属職員を指揮監督する。

処理し、
を
技術支援 センター 所 長 上司の命を受け、センターの事務を
所属職員を指揮監督する。
技術支援 センター 所 長 上司の命を受け、センターの事務を
所属職員を指揮監督する。

し、
に改める。

別表第一の六の表福島県ハイテクプラザの項中

醸造・ 食品科 産業工 芸科

を

会津 若松 技術 支援 センター	会津 若松 市		
南相 馬技 術支 援セ ンター	南相 馬市		
		醸造・ 食品科 産業工 芸科	機械加 工ロボッ ト科

に、
「四」ハイ
設及び
するこ

会津 若松 技術 支援 センター	会津 若松 市

テクプラザの施
設備の利用に関
と。

を

「四」ハイテクプラザの施
施及び設備の利用に関
すること。

「五」福島ロボットテスト
フィールドの研究棟附
属設備の利用支援に関
すること（南相馬技術
支援センターに限
る。）。

別表第一の八の表福島県いわき建設事務所の項中「河川・海岸課」を「小名浜道路課」

に改める。

別表第三の一の表福島県介護保険審査会の項中「介護保険室」を削り、同表福島県障
がい者施策推進協議会の項中「第二十六条第二項」を「第三十六条第一項」に改め、同
表福島県指定難病審査会の項中「健康衛生総室健康増進課」を「生活福祉総室障がい福
祉課」に改め、同表福島県医療審議会の項中「第七十一条の二第一項」を「第七十二条
第一項」に改め、同表福島県農業共済保険審査会の項を削る。

別表第三の二の表福島県精神保健福祉審議会の項の次に次のように加える。

福島県障がい者差別解 消調整委員 会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づ くり条例（平成三十年福島県条例第八十五号）第十九条 第二項の規定による障がい者の権利利益の保護について 助言又はあっせんを行うこと。	保健福祉 部生活福 祉総室障 がい福祉 課
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の六の表の改正
規定は、同年七月一日から施行する。

（行政経営課）